

抜本的な保全対策を行なう

災害復旧は短期間に完了する

治山治水施設や海岸保全施設などの国土保全施設は、人命・国土などあらゆる国富を災害から守るとともに、経済活動の基盤となるもので、緊急不可欠の重要な事業であることはいうまでもない。

本県は災害の常襲地帯で、毎年甚大な災害をうけているが、この対策としては、災害復旧にとどまることなく、抜本的な事業を強力に推進しなければならない。

最近の国民経済の発展は、これまで以上の規模と発展速度をもつて伸長しつつある。

本県の災害発生の概況をみると、
 (1) 本県は台風の常襲地帯であり、集中豪雨により五百ミリ程度の降雨は珍らしくない。このため、河川の氾濫や堤防などの大災害をうけている。
 (2) 河川流域は、ほとんど火山灰地帯で、地盤が脆弱である。また地すべりの危険地帯も少くなく、豪雨で土砂が流出して河川を荒廃させている。
 (3) 海岸線では、干満の差が著しいので、異常な高潮位になることがあり、老開発上、あるいは水源かん養の上からも強く要望されている。しかし、本県は、前にものべたように台風の常襲地帯であり、火山灰地帯であるために、雨によって山地は荒れ、また、森林の乱伐、過伐と植林補植も十分でなかつたため、山地は著しく荒廃した。とくに、戦後の民有林の荒廃はひどい。

県下の荒廃地と荒廃率を水系別にみると、白川水系の荒廃地は、県下総荒廃地の約五〇%を占め、荒廃率も四・二四%と県下平均一・九一%の約五倍に達している。また、筑後川上流、菊池川、球磨川水系も、荒廃率が高く、豪雨により上流地帯には局部的に大崩壊をひき起している現状で、災害発生の危機を常にはらんでいる。

以上のような山地の荒廃に対して、その復旧は、もとより急を要するが、基本的には、水源かん養、土砂の流失防止などをねらつて、次の方針にそつて治山対策を進めている。

山地治山

治山事業全体の七三%をこの山地治山事業とする目標で、戦前の状態に復元させる。そのうち四〇・七%を昭和四十年までに、土石流となつて流域に甚大

砂 防……★

四十年度までに二百十五力所

本県の多くの川は、阿蘇火山の噴出物で基礎ができるおり、一般に水源地帯の地質が悪く、豪雨の際は一時に大量の土砂を流下し、土石流となつて流域に甚大

な被害を与えていた。とくに、中下流部の川床は年々上昇して洪水の原因となつており、昭和二十八年の六・二六白川水

系災害、昭和二十九年の十二号台風によ

り、これに伴い諸産業施設も拡張、新設の一途をたどっているので、国土保全計画も、この点に留意して計画を推進する。

国においては、国土保全施設の拡充をはかるため、「昭和三十五年度を初年度とする治山治水の十カ年計画」を作成し、民生の安定と国土保全のための長期計画をたてているが、本県においても国の方針を見定めながら、県の経済に対応した国土保全に努める一方、重点的に他の事業との調和に留意して、事業を推進することとした。

朽堤防が多いこととあいまつて、潮害の危険が大きいなど、自然的要因に悪条件が重なつていて、(4) 山地では、乱伐過伐により、山地とともに水源地帯が荒廃(四千糸)し、保水力が減り、降雨の一時流出が水害・土砂害の原因となつていて、(5) 災害復旧事業の遅れによる災害の加重は、相次ぐ災害発生により、これまでにしばしば見られたことであり、資金の制約による復旧の遅れや工事期間中の

災害が一層被害を大きくした。その後、これら災害発生と復旧事業との悪循環はしだいに解消されているが、抜本的な国土保全対策の実施が不充分であつた。

(3) 同一水系では、山地から海岸までの諸施設、すなわち治山・砂防・河水統制・河川改修を、一貫して総合的に推進する。

(4) 災害防除の効果をあげるために、(1) 災害復旧は、できるかぎり短期間に完了する。

(2) 灾害防除の効果をあげるために、

水系の一貫した整備計画を樹てる。

このためには、災害額が高く、都市防護や産業施設・民生経済に及ぼす影響の大きい水系を優先的に実施する。

治 水……★

水源を養い土砂の流失を防ぐ

治山事業は、災害発生を防ぐ上に重視される。これに合つた工法を実施する。(1) 山地の保水力増大をはかるため、(2) 山地荒廃率の高い筑後川、白川、球磨川流域に重点をおく。

このため、昭和四十年度までに重点をおき、早急に復旧を要する箇所から行い、さらに防風林は、緊急度の高い箇所から進める。

(2) 白川、球磨川流域は、主として開拓防風林を、菊池川流域、島嶼の防潮林は、それぞれ造林工および護岸工を強力に進める。

このため、昭和四十年度までに重点をおき、早急に復旧を要する箇所から行い、さらに防風林は、緊急度の高い箇所から進める。

以上のような山地の荒廃に対して、その復旧は、もとより急を要するが、基本的には、水源かん養、土砂の流失防止などをねらつて、次の方針にそつて治山対策を進めている。

(1) 水源かん養、土砂流出防止等のため、林相の改良整備をはかり、保安林の増強を促進する。

(2) 地形地質上荒廃しやすい白川流域、菊池川流域、島嶼地域に重点をおく。

急を要する個所から施工

（農地関係の地すべり）

防止予定区

一部がすべて移動する現象で天草島一帯、綠川南部から水川流域一帯にわたる地域、阿蘇北部の小国・南小国一帯等、現在まで判明している地すべり地帯は約八十ヶ所に及んでいる。

（山地の地すべり）は、綠川、球磨川、五ヶ瀬川などの各川の上流地区に六十七糸があり、山体が下層のすべり面にそつて徐々に滑動しているが、雨水や地下水などの浸透によつて、すべり速度が急に増し、大きな災害を及ぼす危険をはらんでいる。

（砂防関係の地すべり）は、本土と天草島一帯を含めて六十地区の地帯があつて、この二十四地区が「地すべり等防止法」に基づく防止区域に指定され、八ヶ所が申請中である。

治山地すべり対策

治山地すべりは、六十七糸のうち緊急施工を要する十一糸を昭和四十年度までに、四十二糸を昭和四十五年度までに完結する。

そのため年々甚大な災害を蒙つてきたが、災害のほとんどは水害であり、潮害も数回うけている。（四八頁資料参照）

国土保全事業の完べきを期するために、ばく大な経費と長年月を要するが、県経済の発展と民生の安定をはかるため、次の基本方向によつて事業を進めよう。すなわち、人命財産の保護、産業とくに農林業・工業における資産の防護と利水との関連を考慮し、県経済の成長に応じて、次第に整備拡充することとし、次の事項に重点をおく。

(1) 災害復旧は、できるかぎり短期間に完了する。

(2) 灾害防除の効果をあげるために、

水系の一貫した整備計画を樹てる。

このためには、災害額が高く、都市防護や産業施設・民生経済に及ぼす影響の大きい水系を優先的に実施する。

(3) 同一水系では、山地から海岸までの諸施設、すなわち治山・砂防・河水統制・河川改修を、一貫して総合的に推進する。

(4) 砂防・河水統制等の堰堤を整備するに当つては、農業水利・工業用水・電源開発等、水の高度利用に留意し、産業開発に寄与するよう推進する。

(5) 防止予定区

部分などで、合計三百七十ヶ所の渓流がある。

（1）災害のおそれのある渓流三百七十ヶ所のうち、昭和四十年度までに重要度の高い二百十五ヶ所を目標として事業を進める。

（2）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（3）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（4）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（5）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（6）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（7）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（8）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（9）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（10）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（11）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（12）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（13）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（14）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（15）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（16）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（17）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（18）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（19）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（20）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（21）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（22）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（23）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（24）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（25）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（26）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（27）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（28）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（29）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（30）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（31）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（32）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（33）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（34）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（35）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（36）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（37）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（38）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（39）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（40）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（41）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（42）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（43）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（44）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（45）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（46）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。

（47）他の水系および天草島の川も、砂防施設を充実する。

以上に述べたとおり、地すべり防止事業は、治山・砂防・農地等に関連する事業であるから、現況に応じて地すべり防止区域を設け、地すべりの原因を明らかにして緊急に施工を要する箇所から、次に着手している。

（48）このうち白川をはじめ阿蘇山系の各川と、八代工業地帯を控える球磨川に重点をおく。